Ⅲ 令和5年度規制に係る政策の事後評価の実施計画

1. 評価方法

事業評価方式による評価を基本とします。

2. 評価対象

規制に係る政策のうち、事前評価を行った政策について、事後評価を実施します。

なお、事後評価の実施時期については、法令等に見直し条項(一定期間経過後の当該規制の 見直しを行う旨の条項)があるものについては、その見直し時期、法令等に見直し条項がない ものについては、見直し周期を設定した周期とし、見直し周期は最長5年とします。

	規制の名称等	①評価の実施時期 ②事後評価の方法
1	通関業の欠格事由	①令和 6 年度
	(条項)通関業法第6条	②事業評価方式
2	成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し	①令和 6 年度
	(条項)たばこ事業法第11条第2項等	②事業評価方式
3	成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し	①令和 6 年度
	(条項) 塩事業法第5条第2項等	②事業評価方式
4	成年被後見人等の権利の制限に係る措置等の適正化等	①令和6年度まで
	(条項)株式会社日本政策金融公庫法第16条第4項	②事業評価方式
5	対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直し	①令和7年度
	(条項) 対内直接投資等に関する政令第2条等	②事業評価方式
6	対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し	①令和7年度
	(条項)外国為替及び外国貿易法第27条の2等	②事業評価方式
7	対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し	①令和7年度
	(条項) 対内直接投資等に関する政令第2条等	②事業評価方式
8	国立印刷局債券発行規定	①令和7年度
	(条項)独立行政法人国立印刷局法施行令第7条	②事業評価方式
9	造幣局債券発行規定	①令和7年度
	(条項) 独立行政法人造幣局法施行令第7条	②事業評価方式
10	通関書類に係る押印規定	①令和8年度
	(条項)通関業法第14条	②事業評価方式
11	暗号資産の制裁の抜け穴としての悪用防止	①令和 9 年度
	(条項)外国為替及び外国貿易法第16条の2等	②事業評価方式

12	資本取引規制の対象の拡充等	①令和11年度
	(条項)外国為替及び外国貿易法第16条の2等	②事業評価方式
13	外国為替取引等取扱業者遵守基準の策定	①令和11年度
	(条項)外国為替及び外国貿易法第55条の9の2等	②事業評価方式